



**本人希望が反映されない人事異動！
会社は異動予定の組合員に
納得感ある説明をしろ！**

6月1日に異動予定の社員(JR東労組組合員)に対し、事前通知がされましたが、

**個人面談で自分が書いたキャリアプランが反映されていない
会社は異動先決定について組合員に対して説明が不十分
後日説明を求めたが、その説明も納得感あるものではなかった**

人事異動は、組合員の人生と家族の生活に関わる重要なことです。だからこそ、個人面談で一人ひとりがキャリアプランを考えて面談を受けています。キャリアプランが反映されない、その説明に納得感を持ってない、それでは「個人面談」とは一体何のためにあるのでしょうか？

当該組合員は、納得できる説明がない人事異動に対して「簡易苦情処理」を申請しました。

◎簡易苦情処理って？

JR東労組とJR東日本は「労使間の取扱いに関する協約」を締結しています。その協約の中で「組合員が、本人の転勤、転職、降職、出向および待命休職についての事前通知内容について苦情を有する場合は、その解決を簡易苦情処理会議に請求することができる」となっています。

この「簡易苦情処理」は就業規則にはなく、「労使間の取扱いに関する協約」が適用される組合員のみが適用されます。



組合員のキャリアプラン・生活設計を実現するために会社は誠実に対応・説明をせよ！！